

〈4〉 中国における戦略的鉱産物の両用品目の輸出規制に関する違法・違反行為の通報制度の強化について

- レアアース輸出管理・技術管理の執行の更なる厳格化
- 第三国を経由した輸出規制の回避、改造等による非規制品目化、外国政府による輸出管理制度を通じた実地調査の無断の受諾等の通報対象行為を明示
- 国外の企業や個人など、いかなる組織や個人も通報制度の対象とし、実名通報者に報奨金の支給も
- 輸出事業者等に対し自主通報を義務化・処罰の軽減等の考慮材料に

CISTEC 事務局

6月24日、中国商務部は輸出管理法及び対外貿易法等の関連法規に基づき、戦略的鉱産物の両用品目の輸出規制に関する違法・違反行為の通報制度の強化を発表¹した（2026年7月1日付け施行）。

本目的については、戦略的鉱産物の社会の監督機能を強化し、違法・違反行為を取り締まるとして、通報処理制度をさらに強化することを決定したとされている。

本内容は、いかなる組織や個人も通報権利を有するとした上で、大別して、①通報対象行為、②通報手段、③通報内容、④通報の不受理内容、⑤その他（実名通報者への報奨金、自主通報による報告義務・処罰の軽減等、技術輸出入管理条例に基づく対象技術違反に対する本通報制度の適用）等となっている。

通報対象である「戦略的鉱産物」については、本内容からは明らかではないが、輸出管理法等に基づく規制対象のレアアース、ガリウムやタングステン等のレアメタルなどの重要鉱物資源が全て含まれると考えられる。その他、キャッチオール規制に係る無許可輸出も通報対象行為に含まれており、両用品目輸出管理リストに掲載されているもの以外の「戦略的鉱産物」や、それに関連する技術、サービスも対象となっている。

中国商務部は会見²において、「通報制度は、輸出管理における違法行為等に対する監督的役割を果たすことは国際的に一般的な慣行である。通報制度は既に実践しているが、手がかりの処理をより適切に行うために通報の方法や内容等をさらに明確にする必要がある」としている。

¹「商务部公告 2026 年第 26 号 公布关于进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规为举报处理工作有关事项」（中华人民共和国商務部サイト政務公開・政策發布 2026 年 6 月 24 日）[別添](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_d6998a818b2e4329b6980093d751cd52.html) ※ CISTEC 仮訳
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_d6998a818b2e4329b6980093d751cd52.html

²「商务部新闻发言人就进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规为举报处理工作答记者问」（中华人民共和国商務部サイト 2026 年 6 月 24 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art_792bcbaca51649c4beca9055d81969e4.html

中国では、これまでレアアース等の執行に関して、税関での検査業務の強化、レアアース専門家の行動監視、機密情報の漏洩防止、レアアース管理条例による国内企業に対するトレーサビリティシステムの構築、レアアース輸出報告制度など、様々な措置³を行ってきている。

1. 概要

上述において大別したそれぞれの概要は以下のとおりである。

①通報対象行為（第1条）

いかなる組織及び個人も通報権利を有し、通報対象行為に含まれるものとして、13項目を列挙している（詳細は別添を参照。）。

一般的な無許可輸出や、輸出許可証の範囲外（条件・有効期限切れ等）の他、輸出規制管理リスト掲載者への輸出行為や、第三国を経由した「戦略的鉱産物」の輸出規制回避、知的財産権のライセンス供与、投資、共同研究開発等を通じた関連技術の国外移転、両用品目輸出管理リスト掲載品目以外のキャッチオール規制品目の無許可輸出、輸出事業者が違法行為を行っているとしりながら貨物運送、通関、電子商取引プラットフォーム、金融等のサービス提供を行うなどの行為が規定されている。

さらに、バスケットクローズとして、「戦略的鉱産物の両用品目輸出規制などの法律法規に違反するその他の行為」とされている。

②通報手段（第2条）

中国商務部のウェブサイトや戦略的鉱産物の通報プラットフォーム、電話による方法がある。

③通報内容（第3条）

通報者は通報内容の真実性に責任を負う義務があり、その内容は中国語を標準として、通報者の基本情報、連絡先の他、被通報者の基本情報、違反疑いの具体的な状況等を含むとされている。

④通報の不受理内容（第4条）

通報対象行為に掲げる状況に該当しない場合や、通報内容に重要な要素が欠けており、違反行為の処理を行う為の手がかりになり得ないなどの場合は受理されない。他方で、「重要な要素」が何を指すのかは明らかではない。

⑤その他（実名通報者への報奨金、自主通報による報告義務・処罰の軽減等、技術輸出入管理条例に基づく対象技術違反に対する本通報制度の適用）（第5条～第9条）

実名通報者には手がかりの受理状況をフィードバックし、事実であれば報奨金を与える（第5条）、悪意のある通報の疑いのある行為を厳格に審査（第6条）、違反行為が発覚した場合の自主通報義務（第7条）、通報処理業務関連機関等に対する秘密保持（第8条）、技術輸出入管理条例に基づく「戦略的鉱産物」技術⁴の

³ CISTEC 解説（中国の両用品目輸出管理における最近の動向 2025.7.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250702.pdf

⁴ 輸出禁止・輸出制限技術リスト（CISTEC 仮訳）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260612_list.pdf

輸出禁止技術リストに「12 希土類の精製・加工・利用技術」が、輸出制限技術リストに「15 採掘・選鉱工学技術」が規定されている。

違反行為の通報への適用（第9条）が規定されている。

2. 商務部報道官による会見

同日付で会見を行い、通報制度の強化について、輸出管理法第31条に基づき、通報義務を持ち、各国の経験を参考に戦略的鉱産物の通報制度を整備するとしている。

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2026年6月24日）※ CISTEC 仮訳

商務部報道官が戦略的鉱産物の両用品目輸出管理の違法違反行為の通報処理業務をより一層整備することについて記者の質問に回答⁵

記者の質問：私たちは商務部が公告を發布し、戦略的鉱産物の両用品目輸出管理違法違反行為の通報処理業務をより一層整備することに注目しています。お伺いします、どのようなことを考慮しているのでしょうか？

回答：《中華人民共和国輸出管理法》第三十一条の規定に違反する疑いのある行為に対して、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を持つと規定している。戦略的鉱産物の両用品目にかかわる通報処理業務をより一層しっかり行い、法執行能力を向上させることは、輸出管理体系を整備するための基本的要件であり、国の安全と利益を守るための正当な措置でもある。

同時に、通報が輸出管理の違法違反行為に対する監督としての役割を果たすことは国際的な慣行であり、世界の多くの国に関連規定があり、各国の経験を参考に我が国の戦略的鉱産物の両用品目輸出管理通報制度を整備することは、関連品目が違法な用途に使用されるのを効果的に防止し、世界の平和をしっかりと守り、中国の責任ある大国の責務を示すものである。

これまで、我々は通報処理業務について関連する実践を行っており、通報方法や内容をより一層明確にし、よりしっかりと手がかりの処理を行う必要がある。今後、関係部門は法に従って通報処理業務を実施し、法令を遵守する貿易企業の合法権益を保障していく。

以上

⁵ 前掲「商务部新闻发言人就进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规行为举报处理工作答记者问」（中華人民共和国商務部ウェブサイト 2026年6月24日）

商務部公告 2026 年第 26 号 戦略的鉱産物の両用品目輸出管理の違法違反行為の通報処理業務をより一層整備するための関連事項にかんする公布⁶

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 26 号

【発布期日】 2026 年 6 月 24 日

社会の監視機能を十分に発揮させ、戦略的鉱産物の両用品目輸出管理の違法違反行為を取り締まるため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規に基づき、商務部は戦略的鉱産物の両用品目輸出管理の違法違反の通報処理業務をより一層整備することを決定した。今ここに以下の通り公告する：

一、如何なる組織や個人も関連法律法規に違反して戦略的鉱産物の両用品目を輸出する疑いのある行為を通報する権利をもち、これには以下が含まれる：

- （一）許可を得ずに無断で戦略的鉱産物の両用品目を輸出する；
- （二）輸出許可証に明記された範囲、条件および有効期間を超えて戦略的鉱産物の両用品目を輸出する；
- （三）輸出を禁止する戦略的鉱産物の両用品目を輸出する；
- （四）部品またはコンポーネントに改造・分解する等の方式で許可を回避して戦略的鉱産物関連の両用品目を輸出する；
- （五）第三国（地域）を経由して戦略的鉱産物の両用品目輸出管理に関わる規定を回避する；
- （六）貿易指向の輸出および知的財産権のライセンス、投資、交流、寄贈、展覧、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、被雇用または雇用、コンサルティング等の方式を通じて管理対象の戦略的鉱産物に関わる技術を違法に対外移転する；
- （七）輸出者が戦略的鉱産物の両用品目輸出違法行為に従事していることを知りながらこれに対して代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームおよび金融等のサービスを提供する；
- （八）輸出者、輸入業者、エンドユーザーが戦略的鉱産物の両用品目輸出管理関連規定を回避して違法行為を実行するのを教唆、援助する；
- （九）輸出者が規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと取引を行う；
- （十）輸出者が、輸出管理リストに掲載されている管理品目および臨時管理品目以外の戦略的鉱産物に関わる貨物、技術およびサービスの輸出が《中華人民共和国輸出管理法》第十二条に掲げるリスクが存在する可能性のあることを知っていたあるいは知っているはずにもかかわらず、商務部に許可を申請しなかった；
- （十一）国内の輸入者およびエンドユーザーが商務部に行った誓約に違反した；
- （十二）規定に違反し無断で外国政府の提示した戦略的鉱産物の両用品目輸出管理に関する訪問、現場調査等の要求を受け入れたまたは約束した；
- （十三）戦略的鉱産物の両用品目輸出規制などの法律法規に違反するその他の行為。

二、通報者は以下の方法を通じて通報することができる：

- （一）商務部産業安全・輸出入管理局のウェブサイト（<https://aqygzj.mofcom.gov.cn>）の戦略的鉱産物の両用品

⁶「商务部公告 2026 年第 26 号 公布关于进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规举报处理工作有关事项」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 24 日）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_d6998a818b2e4329b6980093d751cd52.html

目輸出管理に違法違反の疑いがある手がかりの通報プラットフォームからオンラインで通報する。

（二）通報受理電話番号 010-12369 に電話する、受理時間は法定営業日の 8:30～11:30、14:00～17:00。

三、通報者は通報内容の真実性について責任を負わなければならない。通報内容は中国語を標準とし、通常は以下を含む：

- （一）通報者の基本状況；
- （二）通報者への連絡方法；
- （三）被通報者の基本状況
- （四）被通報者が戦略的鉱産物の両用品目輸出管理等の関連規定に違反する疑いのある具体的な状況；
- （五）通報者が同一事項について他の機関に通報済みであるか否か；
- （六）通報者が説明が必要と考えるその他の問題。

四、以下のいずれかの状況のある通報は、受理しない。

- （一）本公告第一条に掲げる状況に該当しない場合；
- （二）通報内容に重要な要素が欠けており、違法違反行為の疑いを処理するための手がかりとなり得ず、商務部の要求によって補足または補正を行っても依然として不完全、不明確な場合；
- （三）通報した関連事項がすでに処理を終えており、通報者が同一の事実または理由によって重複して通報した場合；
- （四）受理しないその他の状況。

五、実名による通報について、商務部は適切な方法で通報者に通報した手がかりの受理状況についてフィードバックする。調査した結果、事実であることがわかった場合、商務部は関連規定にしたがって実名通報者に報奨金を与えることができる。

六、悪意のある通報の疑いのある行為について、商務部は関係部門と共同で厳格に審査を行い、法に従って処理する。

七、輸出者またはその他のエンティティが自身に戦略的鉱産物の両用品目輸出管理等の関連規定に違反する行為があることを発見した場合、または自身が関連規定に違反している可能性があると考えた場合、自発的に商務部に報告しなければならない。自発的な報告の情状は関連違法違反行為の処罰を軽くしまたは減輕する際の考慮要素となる。

八、通報処理業務に関与する関係部門、団体および個人は業務中に知り得た国家秘密、商業秘密、個人のプライバシーについて法に従って秘密を守らなければならない。

九、《中華人民共和国技術輸出入管理条例》の戦略的鉱産物技術の輸出に関わる関連規定に違反する疑いのある行為の通報については本公告を参照して執行する。

本公告は 2026 年 7 月 1 日より正式に実施する。

商務部

2026 年 6 月 24 日